

＜被爆者運動に学び合う 学習懇談会＞シリーズ5

学習会レジュメ

2016年（平成28年）9月7日 13時30分～14時30分

場所 主婦会館プラザエフ

沖縄・民間戦争被害者の会顧問弁護士

沖縄戦被害・国家賠償訴訟弁護士

南洋戦被害・国家賠償訴訟弁護士

弁護士 瑞慶山 茂

《沖縄戦被害・加害の実相と被害者の闘い》

—民間戦争被害者の国家補償制度確立のため—

第1. 沖縄戦被害—残虐非道な加害行為と被害実態

(1) 沖縄戦における民間人の被害

死者・県民60万人中15万人（4人に1人）

負傷者・重傷者 約5万人

PTSD など外傷性精神障害者の多発→ごく最近医学的に診断されたので
実数不明

戦争孤児

(2) 地上戦中心の沖縄戦被害と本土の空襲被害と原爆被害の同質性と異質性

(3) 沖縄戦加害と被害の特異性（→本土の空襲被害とは違い、日本国が国体（天皇制）の護持（存続）と引き換えに軍官民の消耗戦を目的とした戦争行為による類のない住民被害

- ① 長期（3ヶ月）に及ぶ地上・空中・海上からの総攻撃—県民の命を「捨て石」にした作戦

- ② 日本軍による住民虐殺、強制「集団自決」、食糧強奪、壕の強制追い出し、
幼児殺害など
米軍の国際法違反行為
- ③ 沖縄戦当時は、制空権、制海権も敵の手中に堕ち、陸上も敵の中であって
全く身動き出来ない状況下であったため、島外への離脱はいかなる方法を講
じても不可能で戦闘員、非戦闘員たる一般住民の別なく銃弾に倒れた。
- ④ 島嶼であるが故にアメリカ軍54万人の軍隊と敵艦船1300有余隻に二重三
重に包囲され、いかに努力しても戦場から離脱できず、鉄の暴風ともいわれた18
00万発を超える艦砲射撃などを雨の如く浴びせられて、日本軍の1000万発を超
える銃弾が発せられ、あらゆるものを破壊し、焼失させた。
- ⑤ 幼老女子以外の17歳以上45歳までの壮年の県外疎開が軍命により禁止され
た。県民は日本軍と米軍により、「袋のネズミ」となった。この狭い袋の中で、日
米軍の戦闘行為が実行され、沖縄県民は大量に戦死していくのであった。
- ⑥ 敵上陸後、年齢、性別を問わず、また、時間、場所を選ばずに軍部隊や軍人の個々
の要請に基づき強制的に戦闘に参加させられた。

(4) 沖縄戦の加害と被害の実相→国家賠償の根拠

被害の実相のみならず、加害の実相を明らかにすることは謝罪と損害賠償請求の正当性を明らかにするために必要不可欠

(5) 沖縄戦の一般民間戦争被害者の問題点—軍人軍属との差別と一般民間人間の差別 (二重差別)

援護法の拡大適用→戦闘参加者20項目策定による

恣意的運用→未補償の死者約7万人、重傷者5万人

戦闘参加者認定者で、多い人は6500万円支給→未補償の被害者は「ゼロ」

2. 沖縄戦国賠訴訟の提起

(1) 2012.8.15. (第6次まで) 原告79名

(2) 請求内容 謝罪と損害賠償請求一律1100万円

(1000万円は慰籍料、100万円は勝訴した場合の弁護士費用)

(3) 法律的主張

- ・ 国の不法行為責任、公法上（行政上）の危険責任、立法不作為責任・法の下の平等原則違反
- ・ アメリカ軍の国際法違反行為について
 - ① 沖縄 10：10 大空襲、② 無差別絨毯艦砲射撃—1800 万発、③ 学童疎開船対馬丸のアメリカ軍潜水艦による撃沈

（4）被害の種類

死者、身体的障害者、精神的障害者、戦争孤児

（5）特に PTSD など外傷性精神障害の発症が続く

諸外国の研究によると、PTSD の罹病期間は原因の深刻さやその後の環境によっては、著しく長いことも分かってきた。

- ・ 第 2 次大戦中のオランダ人レジスタンスの 49 年後における PTSD 有病率は 55.8% だった。
 - ・ ナチス収容所体験者の 50 年後の PTSD 有病率は 25.5% であった。
 - ・ ベトナム戦争帰還兵の 20 年後の PTSD 有病率は、23.7% であった。
 - ・ 長崎原爆被爆者の 58 年後の PTSD 有病率は、31.9% であった。
 - ・ 沖縄戦体験高齢者の 68 年後の PTSD 有病率は、39.3% であった。。
- （以上は、太田保之ら、長崎市の原爆被爆者における長期経過後の精神的影響、精神医学誌、54 巻 9 号、2012 による）
- ・ 沖縄戦・国賠訴訟原告の 71 年後の PTSD 有病率は、54.43% である（79 人中 43 人）。
 - ・ 南洋戦・国賠訴訟原告の 71 年後の PTSD 有病率は、60% である（45 人中 27 人）。今後も受診予定者がいるので、有病率は更に高くなると推定（70% 位になると推定）

（6）沖縄戦被害・国賠訴訟の目的—

国の戦争責任としての国家賠償（国家補償）請求（戦争責任・国家責任の明確化）

3. 請求棄却判決と控訴

- （1）請求棄却（2016.3.16）
- （2）判決批判（2016.3.16 弁護団・原告団声明）（資料・ ）
- （3）2016.3. 控訴 66 名（福岡高裁那覇支部）

(4) 判決の問題点 (資料 .)

棄却理由

- ・ 不法行為責任について
 - 国家無答責論 (戦前には国賠法の定めがない)
- ・ 公法上の危険責任について
 - 実定法がないという理由
- ・ 立法不作為責任について
 - 立法するか否かは国会の自由裁量である。

④ 法の下での平等原則違反について

— 格差が著しく合理的でないとは言えない。

(注・戦争損害受忍論については言及なし)

4. 控訴審

(1) 第1回口頭弁論 2016.9.5

控訴人本人陳述と弁護団長の意見陳述

(2) 第2回 2016.12.15.

第2. 戦争被害者の国家補償制度の確立を目指して

1. 戦争責任とは何か— 国家責任としての戦争被害損害賠償責任

(1) 狭義には、戦時国際法上の戦争犯罪に対する責任

(2) 広義には、侵略戦争と軍国主義の支配によって生じた被害に対する責任。
後者には、法的責任のみならず政治的責任や道義的責任も含まれている。
戦争責任には国家責任と個人責任に区分。

(3) この国家責任と個人責任は、対内的な国内的責任と対外的な国際的責任に分けられる。

(4) 戦争責任の内容は、加害者である国家(日本)が、内外の戦争被害者に対する謝罪と補償責任としての国家責任のことである。

(5) それは戦争被害損害賠償責任を意味し、具体的には戦争被害者の中でも生命・身体・精神・自由など、重大な人権侵害(特別犠牲)に対する損害賠償責任である。

2. 沖縄戦における「被害回復（謝罪と償い）運動」の重要性と被害承継運動との関係

死者や生存被害者の本願—国の謝罪と償いによる人間の尊厳の回復にこそある（戦争責任に基づく国家賠償にあり）。回復（補償）運動と被害承継運動は、車の両輪の関係

3. 全戦争被害者に対する国家補償制度の確立に向けて

—沖縄戦被害者・原爆被害者・空襲被害者など内外の全戦争被害者の統一した闘いの重要性（国家責任の明確化と国家賠償制度の確立に向けて）（現状の独自の闘いの改善）

<被害承継運動では、相互交流は可能にしても、統一した闘いを組むことは困難と思われる。しかし、被害回復の国家補償制度へ向けては統一した目標があるので統一した闘いになじむ>

4. 我が国の一般民間人戦争被害者の類別

(1) 空襲被害（全国的）

(2) 原爆被害者（広島・長崎）

(3) 沖縄戦被害者（地上戦、海空戦の被害）

(4) 国外における一般日本人被害者

- ・ 南洋戦（委任統治）→南洋戦国賠訴訟を提起（2013.8.15）原告45名、（那覇地裁で審理中）
- ・ 植民地における被害

3. 用語解説

(1)国家責任、(2)国家賠償、(3)国家補償、(4)損失補償、(5)天皇の戦争責任と

国家責任との関係、(6)賠償と補償
(資料参照)

4. 実現に向けて手段・方法

(1)行政闘争、(2)立法闘争、(3)法廷闘争

5. 原爆被害者の闘争やシベリア抑留者の闘いなどの到達点に学ぶ

6. 戦争被害者の共通（個別）目標・要求の確立と全国的な組織結成

(1) 共通目標

核兵器の廃絶と戦争の廃絶

(2) 各被害の特徴と特殊性の確認（個別要求）

(3) 空襲被害者・原爆被害者・沖縄戦被害者・国外における被害者が、国家補償制度確立に向けて統一的な闘いを組むこと

(4) 国家補償制度の要求内容の確定

→死者を含めた戦争被害者への包括的な補償

7. 立法運動（個別的補償法か総合的補償法か）

例えば、個別的には(1)原爆被害者補償法、(2)空襲被害者補償法、(3)沖縄戦被害者補償法、(4)南洋戦被害者補償法、(5)その他

8. 参考法律

原賠法（原子力損害の賠償に関する法律）と補償契約法（原子力損害賠償補償契約に関する法律） 1961年に制定

→電力会社に対して、事故の過失・無過失にかかわらず、賠償責任があるとする【無過失責任主義】「無限責任」が原則

第3. 結び